



新遺言のヤバイ使われ方(1)…ワープロ目録の自筆証書遺言

これまでの自筆証書遺言

遺言書本文…「長男には別紙1の財産を、次男には別紙2の財産を相続させる。何年何月何日。山田太郎 (印)」
別紙1 目録「土地 何丁目何番何号何平米、等々」
別紙2 目録「預金 何銀行何支店口座番号何番、等々」

本文も別紙もアタマからシツポまでの全文と日付と氏名とを、自筆(ゴム印ワープロ不可)し、押印することだけが条件です。

民法第968条① 自筆証書遺言によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

新聞広告裏の「全財産を〇〇に」との走り書きでも、実印でなく100円の三文判でも有効です。

「そんな簡単にできていいのか」とも思える制度なのですが、「高齢者にとり目録まで全文自書は手間が掛り負担。自書を緩和できないか」も事実です。

民法改正後の自筆証書遺言

遺言書本文…「長男には別紙1の財産を、次男には別紙2の財産を相続させる。何年何月何日。山田太郎 (印)」
別紙1 目録「土地 何丁目何番何号、何平米、等々。山田太郎 (印)」
別紙2 目録「預金 何銀行何支店口座番号何番、等々。山田太郎 (印)」
各目録につきワープロ打ち・代筆・不動産謄本・通帳コピーも可。その場合は各別紙に署名押印。【別紙参照】

2019年1月13日の遺言からは「目録は自書を要しない」。

別紙目録なら署名押印すればワープロ打ちも代筆もOKに。

改正民法第968条② 前項(上の第968条①…改正ナシ)の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(…

両面にある場合にあっては、その両面に署名し、印を押さなければならない。

遺言書本文に署名押印、別紙1と別紙2がワープロ打ちなら別紙にも各署名押印、これで有効。

ワープロ目録は遺言書本文に別用紙を添付する場合に限り有効です。

自書の本文中一部にワープロ打ち目録部分を挟み込むと添付ではなく無効。

心配なら全て実印。3枚糊付けし契印(割り印)。封筒に入れて糊付けし封筒の開け口上下に実印で封印。これなら間違いなし。

これから起こる遺言書偽造

子か知人か誰かが「遺言を作りましょう」、笑顔で「ハイよ」。

遺言本文だけは全部自書させ、ワープロ別紙目録2枚を説明して署名させ実印を押印させます。

3枚を綴じる必要もなくこれで有効。これで遺言書作成完了。

ただ…「念の為ここにも署名押印をして」。笑顔で「ハイよ」と白紙数枚に気楽に署名押印。

これで何が起こるかお判りですね…その白紙に別内容をワープロ出力し別紙の差し替えです。

本文と別紙を綴じる必要なし。封筒への封入封印の必要もなし。

簡単に遺言書偽造ができます。筆跡鑑定しても絶対にバレない。

刑事では有印私文書偽造罪、同行使で刑事告発の対象です。でも「バレないさ」と誰かがきつとやりますよ。

その場では疑われそう…忘れた頃「ここに名前だけ書いてみて」「あと三文判も」、「ハイよ」と笑顔で白紙に署名押印。

印鑑は本文と違ってOK。

これで別紙の差し替えです。

白紙に署名押印するとは、「白紙委任状」への署名押印です。

一体性をどう確保するか

死後に仏壇から封筒ができました。自筆遺言本文とワープロ別紙が2枚。遺言本体と別紙でワンセットのはずですが両者は本当に一体なのか? 違う内容の別紙が何枚も出てきたら…?

糊やホチキスで綴って全ページに契印アリなら万全ですが…法務省は…新たに契印を要求すると混乱を招くので現状のままがいい。だから契印や綴ることは求めない。バラバラでも有効。

それなら、せめて実印を、せめて全て同一の印を…法務省は…それは厳格に過ぎる。同一印の押捺を要求することとはしない。(法制審部会 H29. 6. 20)

目録までの全文自筆は面倒臭い。しかしその面倒臭さが死者の真意を担保していました。

別紙目録が自筆でなくパソコンや代筆ならば、法務局での保管制度利用を義務付けるべき…法務省は…利便性が減殺される、として義務付けは見送りです。

「一体性があるかという問題は、封書に入っているか、ホチキスで綴じているか保管場所が同じか、そういったところから一体性の有無が総合的に判断されるから、一部を自書でなくしても同じだろう。」現状でもトラブルはあるし「トラブルの予測は難しい。」(同 H29. 1. 24)



このレポート第1187号は、バードレポート第1287号(2020年11月2日号)をお読みの際の参考になさして下さい。

相続法改正(4)…自筆証書遺言での目録部分はワープロOKに

自筆証書遺言は簡単だから

全て自筆で書き(アタマからシッポまで)、日付(何月吉日はダメ)を自筆し、押印するだけです。

お客様ご自宅に伺ったついで、「まだ書いてないのですか。今書きませんか。」その場で自筆証書遺言を書いていただきます。

全財産を妻 花子に相続させる。
何年何月何日 山田太郎 印

妻も「全財産を夫 太郎に…」。
印鑑ぐらいいは実印を頂きますが、三文判でもOK。ちゃんと便箋に書いてもらいますが、新聞広告のウラに書いてもOK。

お仏壇にしまいます。お客様は何やらホッとした顔をなさいます。もちろん万全な遺言書作成までのつなぎ遺言書ですが。

効力は公正証書遺言と同じ。直近分が有効で、昨日の公正証書遺言でなく今日の自筆が有効。

(自筆証書遺言) 民法第968条 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

もし夫が死亡なら「お前たちが仲良く分割できれば、この遺言書を破り捨てる。…もしそうでなければ…」と子に言えます。

破り捨て前提の、遺留分侵害の簡単自筆証書遺言、子へ睨みをきかせるには効果絶大です。

さて「全財産を…」なら字数少なく全て自筆も簡単容易です。

しかし、妻はアレ、長男はコレ、次男はソレ…となると役に

立たないのが自筆証書遺言です。

不動産が幾つもあると「所在地何丁目何番何号 地目宅地 面積何平米」とズラズラ、預金なら「何銀行何支店普通預金口座番号何々口座名義人誰々」。ズラズラの目録まで全自筆。それは無理。誤記訂正は面倒、ゴム印もワープロも代筆も一切駄目。

資産家の遺言書の財産目録欄には不動産・預金・株式等々が延々続き、全て自筆で書くのはお年寄りには煩雑で不可能です。

『民法改正』で次が追加

民法第968条② 前項(第968条)の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉(…両面にある場合にあつては、その両面)に署名し、印を押さなければならない。

目録部分は自筆でなくてOKに。つまり代筆もワープロ打ちも通帳や登記簿のコピーもOK。

遺言書[アタマからシッポまで自筆]
妻 花子に別紙1の不動産と別紙2の預金を相続させる。
長男 一郎に別紙3の不動産と別紙4の株式を相続させる。
何年何月何日 山田太郎 印

別紙1 [ワープロ打ち] 目録
所在東京都何々何丁目 地番何番何号
地目宅地 面積何平米…
所在東京都何々何丁目 家屋番号何号
種類居宅 構造… 面積…
(署名押印) 山田太郎 印

別紙2 [コピー] ○○銀行の通帳コピー
普通預金通帳…口座番号
(署名押印) 山田太郎 印

別紙3 [コピー] 土地の全部事項証明書
(登記簿謄本)のコピー
表題部…所在…地番…
(署名押印) 山田太郎 印

別紙4 [ワープロ打ち] 目録
私名義の株式会社〇〇の株式100株
(署名押印) 山田太郎 印

別紙にそれぞれ署名押印です。物件毎に別紙作成も、全物件をワープロで一枚の目録化も可。アヤフヤ微妙となり紛争多発?

- 自書緩和でボケ老人が第三者にいいようにされる危険…そのおそれは既にあり、程度問題との考え方も成り立つ。
- 厳格さの問題は仕方ないとの評価もあり、目指すは安価で専門サービスの提供の観点も。紛争多発との兼ね合い。(法制審議会部会議事録H27.9.8.)
- 印鑑は同一でなくてもOK。
- 契印不要つまり綴じなくてもOK。
- よって書類一体性の証明は署名だけ(法制審議会部会資料H29.6.20.)
- 上記遺言書式は部会資料H29.12.19
- 平成31年1月13日の遺言から適用。

法務局が行う自筆証書遺言書の保管制度が始まります。制度利用なら面倒に検認手続(全相続人が裁判所で会する)不要に。

今改正妻の自宅遺贈は「持ち戻し不要」になり妻へ自宅遺贈なら妻の相続財産を増やせませす。

家裁の遺言検認数は、1985年3,301件、2002年10,503件、2017年17,394件。今後も遺言は急増。

遺言作成支援からの顧客化

公正証書遺言は高コスト。専門家による低コストの遺言書作成支援ビジネスが始まります。

遺言お手伝いは、将来の相続処理ビジネス受注の入り口です。